

# 犯罪被害者等支援実施要領の制定について（例規）

（制定：令和４年４月19日 広・務・生企・刑企・交企・備企第61号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

これまで、犯罪被害者等の支援については、「指定被害者支援員制度及び運用要領の制定について（例規）」（平成29年８月17日付け相、務、生企、刑企、交企、公第46号。以下「旧通達」という。）で定める「指定被害者支援員制度及び運用要領」に基づき実施してきたところであるが、この度、引き続き犯罪被害者等への支援を組織的かつ迅速・的確に推進するとともに、一時に死傷者多数に及ぶ事案が発生した場合であっても必要な体制を早期に構築し、犯罪被害者等への支援を適切に実施できるようにするため、新たに、犯罪被害者等支援実施要領を別記のとおり定め、令和４年４月19日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

## 別記

### 犯罪被害者等支援実施要領

#### 第１ 目的

この要領は、犯罪等（犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第２条に規定する犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。）による害を被った者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）への支援（以下「犯罪被害者等支援」という。）の実施について必要な事項を定め、被害直後の初期段階から組織的な犯罪被害者等支援を実施することにより、犯罪被害者等の不安及び精神的負担の軽減並びに捜査活動への犯罪被害者等の理解及び協力の確保を図り、もって、犯罪被害者等基本法に定める基本理念に従い、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### 第２ 基本方針

犯罪被害者等支援を実施するに当たっては、犯罪被害者等の支援に関する指針（平成20年国家公安委員会告示第25号）の定めるところにより、犯罪被害者等の安全を確保するとともに、犯罪被害者等の尊厳や心身の状況に配慮しながら対応することを基本方針とする。

#### 第３ 犯罪被害者等支援対象事件

犯罪被害者等支援対象事件（以下「支援対象事件」という。）は、次に掲げる事件とする。

ア 身体犯（「被害者連絡実施要領」（平成19年２月20日付け捜一、相、生企、地指、交指、公第17号。）第２の２に掲げる事件をいい、未遂を含む。）のうち、警察署長（以下「署長」という。）が犯罪被害者等支援を行う必要があると認めた事件

イ 重大な交通事故事件（「被害者連絡実施要領」第２の３に掲げる交通事故事件をいう。）のうち、署長又は交通部高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）

（以下「署長等」という。）が犯罪被害者等支援を行う必要があると認めた事件

ウ ア、イのほか、署長等が、特に犯罪被害者等支援を行う必要があると認めた事件

## 第4 犯罪被害者等支援体制

### 1 犯罪被害者等支援統括責任者

- (1) 警察署及び交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）に犯罪被害者等支援統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、警察署にあっては署長を、高速隊にあっては高速隊長をもって充てる。
- (2) 統括責任者は、犯罪被害者等支援に関する業務を統括するものとする。

### 2 犯罪被害者等支援責任者

- (1) 警察署及び高速隊に犯罪被害者等支援責任者（以下「支援責任者」という。）を置き、警察署にあっては警務課長（警務課長の配置のない所属にあっては次長）、高速隊にあっては副隊長等をもって充てる。ただし、署長が適当と認めたときは、警務課長に加えて、支援対象事件を主管する警察署の課の長（以下「事件主管課長」という。）に支援責任者の業務を行わせることができる。
- (2) 支援責任者は、統括責任者の業務を補佐するとともに、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、第6の3の(1)により犯罪被害者等支援本部が設置された事件に係る当該業務は、犯罪被害者等支援本部副責任者が行うものとする。

ア 支援対象事件発生時における犯罪被害者等支援員の運用

イ 犯罪被害者等支援推進状況の把握及び犯罪被害者等支援員への指導・監督

### 3 犯罪被害者等支援員

- (1) 各所属長は、所属職員のうち、犯罪被害者等支援に関する知識、経験等を有する警部補以下の警察官を、犯罪被害者等支援員（以下「支援員」という。）に指定するものとする。この場合において、警察署にあっては各課ごとに、高速隊にあっては本隊及び各分駐隊ごとに、それぞれ支援員を指定するものとする。
- (2) 支援員の指定は所属職員のおおむね1割とし、性別等の偏りによって犯罪被害者等支援に支障を来すことのないよう、女性警察官の配置がない所属を除き、女性警察官を1人以上指定するものとする。
- (3) 警察署等の支援員は、自所属の管内において支援対象事件が発生した場合に、自所属の統括責任者の指揮の下、犯罪被害者等に対して、所属名及び氏名を告げた上、次に掲げる任務を行うものとする。
  - ア 病院への付添い及び医師との連携
  - イ 事情聴取、供述調書等捜査書類作成時の付添い
  - ウ 実況見分、検証等の付添い
  - エ 証拠資料の採取、押収及び還付手続時の付添い
  - オ 犯罪被害者等からの相談対応
  - カ 「被害者の手引」の交付及び各種支援制度の説明
  - キ 犯罪被害者等支援関係機関・団体の紹介及び連絡・調整
  - ク 犯罪被害者等との連絡手段の確保及び被害者連絡
  - ケ その他犯罪被害者等支援に関して必要と認められる活動
- (4) 支援員は、第6の2の(1)により他所属に派遣された場合に、派遣先において、犯罪被害者等に対して、所属名及び氏名を告げた上、(3)に掲げる任務を行うものとする。

- (5) 犯罪被害者等が女性の場合は、原則として、女性の支援員を充てるものとする。  
ただし、犯罪被害者等が男性の支援員による支援を求める場合は、この限りではない。

また、男性や性的マイノリティ、障害者等の犯罪被害者等については、その特性に配慮の上、適性のある支援員を充てるものとする。

## 第5 支援員の運用

### 1 犯罪被害者等支援員名簿の作成

- (1) 各所属長は、年度当初に指定した支援員について毎年4月10日までに、支援員を変更した場合はその都度速やかに、警務部広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）を経由して、警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。
- (2) 広報県民課長は、支援員を効果的かつ効率的に運用するため、(1)の報告を基に犯罪被害者等支援員名簿（別記様式第1号）を作成し、常に整備するものとする。

### 2 運用期間

- (1) 1つの支援対象事件における犯罪被害者等支援の期間は、原則として、支援対象事件を認知したときからおおむね1週間とする。ただし、被害者の精神状態、捜査状況等に応じ、統括責任者が必要と認めたときは、支援の期間を延長し、又は支援終了後に支援を再開することができる。
- (2) 統括責任者は、次に掲げる場合に、犯罪被害者等支援を終了することができる。
- ア 犯罪被害者等が支援を拒否した場合
  - イ 犯罪被害者等への支援を関係機関・団体に引き継いだ場合
  - ウ その他支援員による支援を行う必要がないと認めた場合

### 3 支援の記録

- (1) 支援員は、第4の3の(3)に掲げる任務の実施状況を犯罪被害者等支援実施票（別記様式第2号）に記録の上、支援責任者を通じて、速やかに統括責任者に報告するものとする。
- (2) 支援責任者は、支援員の任務の履行確認を行うとともに、支援員に必要な指導を行うものとする。
- (3) 統括責任者は、支援員を運用したときは、その都度、犯罪被害者等支援員運用状況報告書（別記様式第3号）により広報県民課長を経由して本部長に報告するものとする。
- (4) 統括責任者は、毎月支援員活動状況について、翌月10日までに犯罪被害者等支援員活動状況表（別記様式第4号）により、広報県民課長を経由して本部長に報告するものとする。
- (5) 第6の3の(1)により犯罪被害者等支援本部が設置された事件に係る支援の記録については、第6の4の支援の記録に定めるところによるものとし、(1)から(4)までに定める記録又は報告は要しない。

### 4 支援員の専従

総括責任者に犯罪被害者等支援を命じられた支援員は、原則として、当該犯罪被害者等への支援が完了するまで専従するものとし、署長等は、やむを得ない場合を除き、

当該支援員を当該支援対象事件に係る捜査に従事させることはできない。

## 5 支援員不在時の措置

執務時間外等に犯罪被害者等支援を行う必要が生じた場合で適当な支援員が確保できないときは、当直責任者は、当直勤務員又は地域課員のうち適任者を指名して行わせるものとする。この場合において、当直責任者は、事後速やかに当該犯罪被害者等支援の状況を支援責任者（第6の3の(1)により犯罪被害者等支援本部が設置された事件に係る被害者等支援の場合は犯罪被害者等支援本部副責任者）に連絡し、対応を引き継ぐものとする。

## 6 運用上の留意事項

支援員の運用に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 統括責任者は、支援員は犯罪被害者等の不安及び精神的負担の軽減並びに捜査活動への犯罪被害者等の理解及び協力の確保に資するものであることに留意し、柔軟かつ積極的な運用を図ること。

イ 統括責任者及び支援責任者は、支援員の運用に当たっては、犯罪被害者等の状況、性別等を総合的に勘案した上で行うとともに、特定の課・係に著しく過重な負担とならないよう業務の調整を図ること。

ウ 捜査員は、支援員と連携を図りながら犯罪被害者等への適切な対応を行うこと。

エ 統括責任者は、犯罪被害者等への支援内容が優良又は他の模範と認められる職員を積極的に表彰するなど、その賞揚に努めること。

## 第6 死傷者多数に及ぶ支援対象事件発生時における措置

### 1 支援員の派遣要請

統括責任者は、管内において一時に死傷者が多数に及ぶ支援対象事件が発生し、自所属の支援員のみでは適切な犯罪被害者等支援を行うことが困難であると認めるときは、他所属の支援員の派遣について、犯罪被害者等支援員派遣要請書（別記様式第5号。以下「派遣要請書」という。）により、広報県民課長を経由して本部長に要請するものとする。ただし、急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに派遣要請書を提出することができる。

### 2 支援員等の派遣

(1) 1の要請を受けた本部長は、支援員を派遣する必要があると認めるときは、関係所属長に対し、犯罪被害者等支援員派遣命令書（別記様式第6号）により支援員の派遣及び犯罪被害者等支援に必要な車両の差し出しを命ずるとともに、広報県民課長に対し、警務部広報県民課（以下「広報県民課」という。）犯罪被害者支援室の犯罪被害者等支援担当職員（以下「犯罪被害者支援室員」という。）の派遣を命ずるものとする。

(2) 支援員の派遣等を命じられた所属長は、命じられた人数の支援員を速やかに招集し、差出車両等の装備を確保の上、支援員を派遣するものとする。この場合において、派遣される支援員は、派遣元の所属長が、自所属の支援員のうちから犯罪被害者等支援の経験等を考慮の上、適任者を選定するものとする。

(3) 支援員及び犯罪被害者支援室員（以下「支援員等」という。）の派遣期間は、原則として1週間とする。ただし、本部長は、必要に応じて、支援員等の派遣期間を

延長又は短縮することができる。

### 3 犯罪被害者等支援本部の設置

- (1) 第6の2により支援員等を派遣している間、派遣先に犯罪被害者等支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。
- (2) 支援本部に犯罪被害者等支援本部責任者（以下「支援本部責任者」という。）を置き、広報県民課長をもって充てる。
- (3) 支援本部責任者は、派遣先の統括責任者の指揮の下、支援本部が設置された事件（以下「支援本部設置事件」という。）に係る犯罪被害者等支援全般の事務を統括する。
- (4) 支援本部責任者は、捜査部門と緊密な連携を図り、犯罪被害者等支援及び捜査活動に支障を来すことのないよう努めるものとする。
- (5) 支援本部に犯罪被害者等支援本部副責任者（以下「支援本部副責任者」という。）を置き、広報県民課犯罪被害者支援室長を充てる。ただし、本部長が必要と認めるときは、広報県民課犯罪被害者支援室長に加えて、支援本部設置事件を主管する警察本部の課の警視又は警部を充てることができる。
- (6) 支援本部副責任者は、統括責任者及び支援本部責任者（以下「統括責任者等」という。）を補佐し、派遣先において、支援員等の運用に当たるとともに、犯罪被害者等支援推進状況の把握及び犯罪被害者等支援員への指導・監督を行うものとする。
- (7) 派遣先の支援責任者は、支援本部を設置するまでの間に行った支援本部設置事件に係る犯罪被害者等支援の実施状況を、支援本部副責任者に連絡し、引き継ぐものとする。

### 4 支援の記録

- (1) 支援本部設置事件に係る犯罪被害者等支援に従事する支援員等は、任務の実施状況を犯罪被害者等支援本部聴取結果（別記様式第7号）及び犯罪被害者等支援本部支援日報（別記様式第8号）に記録の上、速やかに支援本部副責任者を經由して統括責任者等に報告するものとする。
- (2) 支援員等は、犯罪被害者等から相談・要望等を受理した場合は、犯罪被害者等支援本部相談・要望等処理票（別記様式第9号）に記録の上、支援本部副責任者を經由して統括責任者等に報告する。ただし、速やかな対応が必要と認められる場合は口頭報告し、都度、統括責任者の指揮を受けるものとする。
- (3) 支援員等が作成した(1)及び(2)の文書は、支援本部において一括管理するものとし、支援本部責任者が本部長に報告するものとする。

### 第7 教養

広報県民課長は支援員等に、署長等は自所属の支援員に対して、定期又は随時に犯罪被害者等支援について、必要な教養を実施するものとする。

### 第8 再被害の防止措置

犯罪被害者等支援に従事する者は、関係部門と連携し再被害の防止に努めるものとする。

### 第9 犯罪被害者等早期援助団体との連携

広報県民課長及び署長等は、犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給

等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体をいう。以下同じ。) に対して、平素から犯罪被害者等に対する支援を適正かつ確実に実施することができるよう必要な知識及び技術の提供等を行うほか、犯罪被害者等の個別事情に応じたきめ細かな支援を実施できるよう必要な情報の提供を行うなど、犯罪被害者等早期援助団体の自主的な活動の促進に努めるものとする。

(別記様式省略)